

平成 21 年 3 月 19 日

北アルプス広域連合  
連合長 牛越 徹 殿

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会  
会長 宮田 温巳

住所 〒399-9301  
北安曇郡白馬村北城 11020

アンケート結果から何を読み取り、2年間をどう検証し、今後どうすべきか  
—公開質問状回答への反論と、私どもの主張—《公開質問状》

2月27日付け回答への反論と私どもの主張を申し入れます。2週間を目途に、  
反論・主張に対する広域連合長の誠意ある回答を文書でお願いします。

#### 1. 公開質問1の回答への反論と主張

私どもが提出した公開質問状(2月23日)1項に対する回答(2月27日)は以下  
の内容でした。(○数字・下線・太文字は説明の為に挿入しました。)

広域連合では、ごみ処理広域化について、平成10年8月に「大北地域広域市  
町村圏ごみ処理広域化計画」を策定して以降、平成16年度には学識経験者や住  
民代表で組織された委員会により「ごみ処理広域化基本計画」を策定する等、  
様々な手順を踏んで作業を進めてまいりました。

こうした中、今回の住民アンケート調査は、アンケートの設問でも明らか  
なとおり、①広域化計画のうち、飯森地区を建設候補地として事業を進めていく  
ことに対する考えを住民の皆様にお尋ねしたものです。②したがって、広  
域連合では、広域化計画と飯森地区への建設は、まず別の次元として取り扱う  
べきものと考えております。(以下略)

#### (反論)

回答は非論理的で、説明責任を果たしていません。

〈理由〉

1) ①と②の文章は、①を理由とし、そこから②の結論を導く構成になってい  
ます。その要旨は、「広域化計画と飯森建設を別次元と扱うべきと考える理由は、  
飯森建設の是非を問うたから」となりますが、①②の間に論理的な因果関係は  
なく、この論理は成り立ちません。

2) ①「広域化計画のうち」は、既に「飯森建設」が広域化計画の一つであること  
を肯定しているのですから、②で「別次元」とする論理は矛盾しています。

3) ①②の文章は、文脈をたどるのでなく①②をひっくるめて、「設問どおりの判断しか出来ないし、すべきでもない」といった説明と解釈できます。それならばこの2年間、なぜ広域化計画の全貌を3市村すべての住民に共通して説明してこなかったのでしょうか？それがなされてこなかったのですから、2年間の経過を無視しなければ成り立たないこの論理には無理があります。(下段主張参照)

### (主張)

広域連合は「建設計画そのものの見直しも求められている」との認識を。

そもそも、2年間に及ぶ説明会や連合とのやり取りは、飯森建設の是非だけが問題になったわけではありません。

私どもは、「広域連合の用地選定過程を検証する」(第1部「建設計画の正当性を問う」、第2部「資料編」平成19年9月7日)を発表して、建設計画の進め方の不当性と用地選定過程の不透明性を批判してきました。

飯森建設はそうした不当な建設計画の象徴的存在であり、飯森の否定は建設計画そのものの見直しを含んでいると考えることは論理的帰結です。

アンケートに示された住民の反対の理由は個々様々かもしれませんが、大局的に見て「広域化計画」に基づく連合による説明会・説明資料の内容が、住民に受け入れられなかったという事実は揺るがないと考えます。

## 2. 公開質問2の回答への反論と主張

私どもが提出した公開質問状(2月23日)の2項に対する回答は以下の内容でした。(○数字・下線・太文字は説明の為に挿入しました。)

①1)でお答えしたとおり、アンケートの結果は「広域化を含む建設計画そのものの全面的見直しを求めている」とは判断できないと考えております。②今後、アンケート調査の結果をきちんと分析するなどして、総合的、多角的に検討いたします。

### (反論)

アンケート調査の結果の分析だけでは「検証」とは言えません。

①を理由に②のような検討を行なうことは、私どもの求める「検証」とは程遠いものです。2年間の流れと問題点に目をつぶり、アンケートの設問に限定した検討のみで、政治的空白と混乱をひきおこした責任を回避することは、第2の飯森問題が繰り返されることを意味します。それでは、ごみ問題はいつまでたっても解決しません。

### (主張)

1) 広域連合は「広域化計画の妥当性」にまで立ち返った検証を。

私どもの調査では、連合は少なくとも11に及ぶルール違反を犯しています。(別途提出の、「連合の原理原則を踏み外した建設計画——民主政治と相容れな

いルール違反の核心」参照。) 広域連合がこれらに立ち返った検証なしに建設計画の第2ラウンドに入ることは、私どもの目には、自ら犯したルール違反を棚上げしようとしているとしか映りません。

連合長の、「広域化を前提としつつも枠組みについての再検討もありうるとした」(2.19 大系タイムス) 発言に注目しております。真摯に検討されることを切望します。

## 2) 広域化計画が解消されても、住民は歓迎すると考えます。

私どもは、広域化計画が解消され、今までと同じように大町市と白馬・小谷村の2箇所焼却施設がある状態が続くことになっても、3市村の住民から受け入れられないとは思えません。むしろ歓迎されると考えます。

ご承知のとおり、「広域化・大型化」は平成10年当時の国策でしたが、今は循環型社会形成推進計画で、広域化・大型化しなくても新ごみ施設の建設計画が可能であり、交付金の活用もできるのです。

各々が今ある施設を出来るだけ長く使い、その間にごみ減量化をすすめ、必要になった時に最小の施設を造る計画に変更すればよいのです。多少の経済効率よりも、そうなることの方が循環型社会形成には望ましいことであり、長期的に見ればむしろ安上がりになる可能性もあると考えます。

## 3. 公開質問3の回答への反論と主張

私どもが提出した公開質問状の3項に対する回答は以下の内容でした。

今後、広範なご意見をお聞きして検討してまいります。

### (反論)

具体的な回答が無かったことは残念ですが、その後「住民参加」に向けた前向きな発言が伝えられていることを歓迎します。しかし、「用地選定委員会」など、目的と権限が限定された委員会参加にとどまるならば、私どもは容認し難いと考えます。

### (主張)

「ごみ問題再生検討委員会」(仮称)に新たな計画の推進を委ねてください。

1~2で主張してきたように、私どもは、「アンケート結果から、建設計画そのものの見直しも必要になってきた」との認識に立った広域連合による検証は不可欠と考えます。

その上で、公募住民・専門家・行政職員からなる「ごみ問題再生検討委員会」(仮称)が立ち上げ、その委員会に「どの時点まで立ち返って計画を推進するか」の決定を委ねる、そうした仕切り直しが始まることを改めて提案します。

以上